

「最速合格！乙種第4類危険物 でるぞ～問題集」 法改正による訂正

法改正により内容に変更が生じたため、以下のように訂正いたします。

P.57 3. 保安講習 (2) 受講期間

- ・ 従事し始めた日から **1年以内**、その後は受講日以後における最初の4月1日から3年以内に受講する。
- ・ ただし、従事し始めた日から過去 **2年以内**に**免状の交付か講習を受けた者は、その交付や受講日以後における最初の4月1日から** **3年以内**に受講すればよい。

P.65 問題 47

- (2) 製造所等において、危険物の取り扱い作業に従事している危険物取扱者は、原則として前回講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内に講習を受けなければならない。
- (4) 危険物の取り扱い作業に従事する日の前、2年以内に講習を受けている場合は、その講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内に受講すればよい。

P.66 問題 47 解説

保安講習の受講時期については、次の公式を覚えておこう。

原則 ・ 従事し始めた日から **1年以内**、その後は、講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内

例外 ・ 従事し始めた日から過去 **2年以内**に**免状の交付か講習を受けた者は、その交付や受講日以後における最初の4月1日から数えて** **3年以内**

(3)の「2年以内に免状の交付を受けている場合」は、「2年以内に講習を受けている場合」と同様、「その交付日から」ではなく「その交付や受講日以後における最初の4月1日から」**3年以内**に受講すればよいので、誤りです。

P.268 問題 13 解説 1～5 行目

受講義務のある者は「危険物取扱者の資格のある者」が「危険物の取り扱い作業に従事している」場合で、**受講期間については P.57 3 の(2)のとおりです。**

以上